

公民館における使用制限の一部緩和について（案）

1 特定の政党の利害に関する事業について

申請者	対象	使用方法	方針
政党 ^{※1} 政派 後援会 政治団体 ^{※2}	不特定多数 ※広く市民 一般を対象 としている こと。	市政・県政・国政報告会（政治学習 会、勉強会、時局講演会等含む）	許可する
		構成員の勧誘、政治資金パーティー	許可しない
	団体構成員		許可しない

※1 政党とは、政治資金規正法第3条第2項に規定するものをいう。

※2 政治団体とは、政治資金規正法第3条第1項各号に規定するものをいう。

2 営利事業について

公民館の主催・共催事業において、市内産品や都市アイデンティティ関連物品の販売を認める。

3 所管区域について

所管区域による使用制限を廃止する。※所管区域は存置。